

## 令和5年玄海町議会定例会3月会議会議録

招 集 年 月 日	令和5年1月5日（木曜日）						
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年3月10日午前9時00分	議 長	上 田 利 治 君			
	散 会	令和5年3月10日午前9時42分	議 長	上 田 利 治 君			
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員  ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○	
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○	
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○	
	7	井 上 正 旦 君	○	8	池 田 道 夫 君	○	
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○	
	会議録署名議員		3 番	前 川 和 民 君	2 番	松 本 栄 一 君	
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
		総 務 課 長	平 川 一 男 君		防災安全課長	日 高 大 助 君	
		企画商工課長	鈴 木 博 之 君		住民課長兼会計管理者	中 山 昌 直 君	
健康福祉課長		中 山 ふ み 君		農林水産課長	山 口 善 正 君		
まちづくり課長		山 口 三 成 君		生活環境課長	中 村 大 造 君		
教 育 課 長		加 納 晴 美 君					
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長		熊 本 秀 樹	議会事務局書記		渡 辺 健 太	

## 令和5年玄海町議会定例会3月会議議事日程（第3号）

令和5年3月10日 午前9時開議

日程1 一般質問

### 令和5年玄海町議会定例会3月会議一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
6番 宮崎吉輝君	1. 普通河川の維持管理について	町 長

---

#### 午前9時 開議

##### ○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

#### 日程1 一般質問

##### ○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。6番宮崎吉輝君。

##### ○6番（宮崎吉輝君）

おはようございます。6番宮崎でございます。通告に従って一般質問を行いたいと思っております。

質問の前に、昨日からWBCの野球が始まりました。昨日の中国戦、中盤まではなかなか点数が入らず、大丈夫かなあというふうに思っていましたけれども、終盤になって大量点を入れて、何とか楽勝というような格好になって、ほっとしております。

それからまた、今日は宿敵の韓国戦もあります。大谷選手も、まだまだ皆さんの応援が足りませんよ、声援が足りませんよというようなことを言っておりますので、皆さんしっかり

声援を送っていただきたいと思います。そして、久しく優勝もしていませんので、優勝に向けて選手の皆さんには頑張っていただきたいなというふうに思います。

それでは、今日の一般質問、普通河川の維持管理についてということで通告をさせていただいております。

令和2年の9月議会だったと思いますけれども、一般質問で、法定外公共物の維持管理と整備についてということで質問を行いました。道路法や河川法の適用を受けない公共物として、里道や農道、水路などがあります。いわゆる法定外公共物と呼ばれるもので、その維持管理については地元で行ってくださいというのが町の考え方であろうかと思っております。

それに対して、地元としてもそれになるだけ応えるべく努力をしてきているところですが、何分、近年の人口減少や高齢化、農業の衰退等によって、地元としての負担が大き過ぎるような状態となっております。そういうことから、町としても何らかの支援策を考えるべきではないかとの質問を行いました。

これに対して、町としても法定外公共物の地元管理が困難になってきている、そのことについては十分認識をしているという答弁でございました。今後、対応策を検討したいという答弁をいただいておりますので、その後どのような検討をなされたのか、それからまた、今回は法定外公共物の中でも特に普通河川に絞って質問をしていきたいと思っております。

町内の河川の現状と管理者がどのようになっているかについて、まずお尋ねをいたします。

**○議長（上田利治君）**

脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

改めまして、おはようございます。宮崎吉輝議員の、町内の河川の現状と管理者はの御質問に対し、答弁申し上げます。

まず初めに、令和2年9月議会において宮崎議員から質問がありました法定外公共物の管理についてのその後の検討状況について御説明いたします。

これまで、法定外公共物の維持補修に係る事業はございませんでしたが、令和3年4月1日に玄海町法定外公共物維持補修事業補助金交付要綱を策定し、各地区が行う法定外公共物の維持補修事業に要する経費に対し、4割の額を100万円を上限として補助する補助制度を新たに設けております。これまでに3件、53万6,800円の補助金を支給しております。

次に、町内の河川の現状と管理者について御説明いたします。

町内の河川の現状としましては、佐賀県が管理する二級河川が、有浦川水系の6河川、志礼川水系の4河川、座川水系の2河川、単独水系の八田川、浜野浦川、石田川の3河川の、合計15の県管理の河川がございます。そして、町が管理する河川としましては、準用河川の黒形川がございます。

また、普通河川の管理につきましては、これは法定外公共物の水路ということで、その機能管理は地元関係者で、財産管理は町で行っておるところでございます。

以上です。

**○議長（上田利治君）**

宮崎吉輝君。

**○6番（宮崎吉輝君）**

前回の質問の後、早速、町のほうでも検討をなされたということで、法定外公共物の維持補修等に係る補助制度を設けられたということで、事業費の4割を補助しますと。その実績としても、現在まで3件、53万円近くの実績があるということで、早速そういう地元負担を軽減するような施策、制度を設けていただいたことについては感謝をしたいと思います。そのことによって、地元の住民の方々も大分助かっているんじゃないかなというふうに思いますので、その行われたことについては評価をしたいと思います。

それから、町内の河川の現状として、今答弁がありましたけれども、河川の種類は4種類ありますよね。一級河川、二級河川、準用河川、普通河川という4種類に分けられますけれども、町内の河川については、一級河川はありませんから、二級河川と準用河川とそれから普通河川、この3種類があるということになります。

県が管理する二級河川の主なものとして、有浦川、志礼川、それから座川ですね。その上流の支流もありますので、全部で15の県管理の河川があるということですが、それから町が管理する河川として、準用河川の黒形川。何で準用河川かという、河川法を適用する、河川法を準用しますよということで準用河川というような呼び方をされていると思いますが、それが黒形川。黒形川は、青翔高校と下水処理場の間の河川ということになっていますよね。それから、それ以外のものについては全て普通河川という取扱いになります。

ただ、県が管理する二級河川、県は河川の一番最上流まで管理するわけではありません。河川はどんどん上流に行けば規模も小さくなっていきますし、水量も少なくなって

いくということで、県が管理する河川というのは一定のところまでしか管理しませんよね。おおむね幅員が2メートルか3メートル程度、それと目標となるような構造物があるようなところ、橋梁があれば橋梁のとこまでと、そういうことで、これは昔、町と県と協議をして決められて今日まで至っているということになります。

ですから、県が管理するその上流側、河川はずっと上流まで末端まで行くわけですから、それは普通河川になるわけですね。ですから、県が管理する15の河川の上流には必ず普通河川がくっついているんですよ。

町内でどのあたりが普通河川になるのかなということで、私もぐるっと回ってみました。主な大きなものとして、値賀地区でいえば、旧値賀中学校の横、今村だめがありますけれども、その今村だめに流入してくる水路、それから、そのためから流れ出る中通・下宮方面に流れ出る水路が普通河川に該当する。これも幅員が1.5から2メートルぐらいありますから、整備もちゃんとコンクリート構造物で、整備も完了しています。

同じようなところで、普恩寺にも同じようなものがありますよね。多分、ため池から流れ出て、普恩寺の地区内、田んぼの中を通ってる水路、これも1.5か、2メートルはないかもしれませんが、それぐらいの大きな普通河川になってる。

それから、有浦のほうでどこがあるかなと見て回りましたが、田代や轟木、田代の地区内の水路も結構大きいというか、水路があります。それから、藤ノ平ダムのほうに流れてくる水路ですね、これも普通河川。それから、牟形地区でいうと、国道の橋があって、その横が船だまりという入り江のようになってますが、そこに流れ込んで、それから山手のほうに行く水路ですね、これも大きい。そういったものが普通河川ということになってます。

先ほど、普通河川は法定外公共物だから、機能管理は地元、財産は町ということで言われましたけれども、普通河川も確かに法定外公共物ではあります。ですけど、河川サイドから見ると、その管理者というのは、普通河川は自治体の管理ですよというふうになってます、国のほうもですね。地元管理者というのは、町が昔からの慣習というか、そういうことで決めてきているんですよ。ですから、国も、あくまで普通河川は自治体管理というようなことを言ってます。

町内にあるこれらの普通河川、多分結構あると思います。末端までが河川ですから。その普通河川の現状把握と、その維持管理はどのようにされてるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

普通河川の現状把握と維持管理はの御質問に対し、答弁申し上げます。

本町では、普通河川については法定外公共物の水路ということで、維持管理につきましては、機能管理は地元関係者で、財産管理は町で行っておるところでございます。

法定外公共物につきましては、以前は国有財産であり、財産管理は佐賀県がされておりましたが、平成12年4月1日に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法が施行され、国土交通省所管の里道、水路などのいわゆる法定外公共物を無償で市町村へ譲与されることになり、玄海町は平成14年12月20日から平成16年6月22日までに国から譲与を受け、それまで佐賀県が行っていた里道、水路の財産管理につきましては、譲与以降、町が行うようになったものでございます。

水路の清掃、除草や維持修繕などの機能管理については、町への譲与以前のとおり、地元関係者で管理をしていただいているところでございますが、集落の人口減少、高齢化、担い手不足などにより、地元関係者での維持管理がだんだんと難しくなっているということから、その対策として、令和3年4月1日から、法定外公共物の維持管理補修事業の補助制度を始めさせていただいております。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

町内の普通河川の現状は把握されてるんですかという質問だったんですけども、答弁がちょっとかみ合わないような感じを受けてます。今答弁されました、法定外公共物として、以前は国の財産だったものが町の財産になった、だから町が管理します、それは分かっています。普通河川としてどこどこが普通河川だというのを、まず町としては把握されてないんですよね。多分そうだと思います。

その維持管理は、また同じように、清掃や除草、維持補修は地元でやってください、これも法定外公共物として地元管理、財産は町という考えで来られてありますけれども、機能管理は地元、財産管理は町ということで、最近いろんな普通河川の構造物が壊れたり補修が必

要になってきたりしてる箇所がありますし、そういう相談も受けます。機能管理は地元、財産管理は町、造られた構造物というのは町の財産じゃないかなあと思うんですけども、ですけど、壊れたところはそういう財産も含めて地元管理ですからというようなことで、今、そういう要望に対しては町は対応されてますよね。

ですから、地元の機能管理の範囲はどこまでなのか、草刈り程度まででいいのか、構造物が壊れかかっているのも地元でしなさいと考えてあるのか。どうも今の町の考え方は、壊れかかったら地元でやってください、補助制度も新しくつくりましたよという考えだろうと思いますけど、どこまでその管理の範囲というか、考えてありますか。草刈り程度でいいのか、水が流れる機能を確保すればいいのか、財産が壊れかかったらそれも補修してくださいと考えてあるのか、それはどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

地元の機能管理の範囲はどこまでかの御質問に対し、答弁申し上げます。

普通河川と言われる水路の機能管理につきましては、町への譲与以前のとおりと考えておりまして、繰り返しになりますが、水路の清掃、除草や維持修繕などにつきましては地元関係者で管理をしていただいているところでございます。町としましては、玄海町法定外公共物の管理条例に基づき財産管理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

地元の管理の範囲は草刈りや清掃、それから構造物の維持補修までやってください、構造物も維持補修ということは、大から小までありますけど、壊れかかった部分も地元でやってくださいよという考え方ですよ。

法定外公共物は地元管理、地元管理と、構造物まで含めて町は言われますけれども、まずこの法定外公共物とはどういうものかという法定外公共物の定義を言いたいと思いますけど、法定外公共物とは、道路法が適用されない道路及び河川法が適用または準用されない河川、湖沼、その他一般公共の用に供されている土地をいうとなっております。ですから、法定外

公共物は土地のことを言ってるんですよね。上の財産は法定外公共物とは言わないんですよ、水路敷であろう農道敷であろう。土地だけを法定外公共物という定義はなってますから、上にある普通河川としてのコンクリート構造物、ブロック積みは法定外公共物じゃないんですよね。ですけど、そこには公共事業の手が入ってるということは、普通河川としての公共財産ですよね、構造物は。法定外は土地だけをいいますから。

そこら辺をしっかりと整理というか解釈しないと、今、町のほうでは、法定外公共物は地元、地元、構造物から何から地元でやってくださいという考えでおっしゃってますけど、それはちょっと違うんじゃないかなあという気がします。あくまで普通河川の上の構造物は普通河川サイドから見ての構造物ですから、普通河川の土地は法定外公共物ですけど、その上の構造物の機能は河川としての機能ですから普通河川として見るべきで、それを過去に公共事業で整備しておるということであれば、それは公共財産ですよね。地元の財産でもない。そういうことになってくると思うんですよね。

それで、法定外公共物は、機能管理と財産管理ということで2つに分けてますよね。財産管理は多分、土地だけと思ってあると思います。だから、その上の構造物の管理についても機能管理のほうですよということで、地元のほうでやってくださいという考えを、今、町は持ってありますよね。

この機能と財産の考え方ですけども、言葉の解釈の仕方だと思いますけれども、河川の機能というのは、雨が降ったときの雨水をスムーズに海まで運ぶ、流下させるのが河川の機能、役割ですよね。その河川の構造物、ブロック積みとかなんとかは、その機能を発揮させるための財産だと私は思うんですよ。構造物は機能じゃないですよね。

ですから、例えば自分たちが住んでる家のことを考えてもらうと分かると思いますけど、家の機能というのは、雨風をしのいで、その中で人としての快適な生活を送れること、それが家の持つ機能だと思うんですよね。建物自体は機能じゃなくて、その機能を発揮させるための財産です、土地も含めてね。土地も財産、建物も財産、そういう解釈を私はするんですが、間違っていないですよね。多分そう解釈すべきじゃないかなというふうに思います。

それから、最近いろいろ相談を受ける中で、そういった大きな普通河川、それはもう両側はブロック積みがびしっとしてある。ただ、それが老朽化したり、川底が浸食されて基礎が浮き出て、ブロックにもひびが入って、いつ壊れるか分からないような状況のところで、当然、地元から要望がありますよね。このまましといたらいつ崩れるか分からんけんが補修を



してくださいということで、多分役場に来られます。地元からそういう要望もあると思います。ですけど、そういう現場を見ての対応というのが、これは法定外公共物ですから地元でやってください、新しい補助制度も設けましたということで、役場は突っぱねてるんですね、今。そういう状況ですよ。地元の金でやってくださいと。

そういう状況のときに、極端な話をしますけど、そういういつ崩れてもおかしくないような構造物があつて、地元から要望がある、河川の横の人からも、怖くてたまらんから早うしてくれと要望がある、それでも町は、地元でやってくださいと言う。地元としては、町で造った構造物を壊れかかるといって何で地元の金使うてせないかんかということになりますよね。工事費が幾らかかるか分からん、50万円、100万円かかるかもしれん、そういうことを何で地元で金を負担してせないかんかということで、そのままほたつてるとします。

その後、例えば大雨が降ってその構造物が案の定崩れた、壊れた、決壊したということになりますよね。決壊して、隣の家に水が入って家を押し流して、そこで人的な被害が出たと、亡くなられたとしますよね。そういうときに、個人からあれだけ危なか危なか言いよつとに役場はせんだつたということで、人も亡くなって、訴えられるとしますよね。管理責任を問われて訴えられるとしますけど、町は、構造物の管理は地元ですから、その管理瑕疵に伴う管理責任というのは地元になると考えてるんですかね。地元はその管理責任を押しつけるつもりでしょうか。

これは法的な問題になりますから顧問弁護士さんに確認をしてくださいと言っていました。その結果はどうだったんでしょうか。

**○議長（上田利治君）**

脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

機能管理を怠り災害が発生した場合、その責任は地元が負うのか、その御質問に対して答弁申し上げます。

普通河川、いわゆる法定外公共物の水路につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、現在、機能管理は地元関係者で、財産管理は町で行つてるところでございますが、機能管理を怠り災害が発生した場合、その責任は地元が負うのかということにつきまして、町村会で委託をしております弁護士の先生に見解を伺つたところ、地元関係者には機能管理の法的な定めはなく、善意により管理しているものであり、管理責任は問われないだろうというこ

と、また、財産管理をしている町が原則責任を負うことになると思われるが、管理の瑕疵の有無や災害の状況にもよるため一概には答えられないという見解でございました。

宮崎議員が言われますように、普通河川において、一部私のほうにも、大雨の時期、家のほうに水が入ってきそうだというようなお話も聞いておりまして、その対応をどうするべきかという検討は今してるところではございました。

以上です。

**○議長（上田利治君）**

宮崎吉輝君。

**○6番（宮崎吉輝君）**

弁護士の見解では、地元関係者には機能管理の法的な定めはないということですよ。ですから、地元にはその責任はない。ただ、あくまで地元は善意によって管理している。善意によって管理するというのは、せいぜい草刈り程度まででしょう。構造物が壊れたのも、善意ではやらない。善意でやってください、やらされているような格好なんですよ、今、地元が。結局、その責任というのは、その構造物、水路は、財産は町ですから、町が責任を負われますよということですよ。結局そういうふうになるだろうと思います。ですけど、管理は地元、地元ということで、町は言われてますので。

玄海町は、今言ったような方法で普通河川については管理はなされていますけれども、じゃあ県内のほかの市町は普通河川についてどのような取扱いをしているのかについてお尋ねをします。

**○議長（上田利治君）**

脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

普通河川の維持修繕等、他の市町の状況はの御質問に対し、答弁申し上げます。

ほかの市町の状況につきまして調査をしましたところ、玄海町を除く19市町の中、14市町の回答がありました。その結果、玄海町と同様に、機能管理は従来どおり地元関係者にしていただき、財産管理を市町が行っているという市町が10市町ございました。そのほか、市町において普通河川の維持補修を行っている市町は、唐津市、伊万里市、有田町、大町町の4市町でございました。また、玄海町と同様に、維持補修に要した費用への補助金交付を行っている市町は、嬉野市、神崎市、有田町と玄海町を含め4市町という状況でございました。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

県内のほかの市町を調査していただいて、14の市町から回答があったということで、玄海町と同じように機能管理は地元、財産は町というところが10市町ですね。それから、普通河川として市町で行ってるのが唐津、伊万里、有田、大町、これはちゃんと普通河川は地元管理じゃなくて自治体管理だから、その河川の重要性というか、河川サイドから見た考え方、前向きな考え方というか、そういう考えで、当然自治体がやるべきところだということでやってるんですね。多分、ですけど、一番末端の山の中の幅が30センチ、50センチ、小さいところまではやってないと思います。ある程度大きなところで区間を決めたり川幅を決めたり、川幅一定以上は行政でやろうというようなことでやってるんだと思います。

実際に私もこの仕事に関わってきましたので、自分で担当して、工事なんかもずっと行ってきました。ですから、今まで玄海町の考え方がどうしても理解できない面がありました。3年前に一般質問したときも、かたくなに、構造物から何から地元でやってくださいということで突っぱねられましたからですね。3年前に質問したのは、値賀川内の志礼川の支流で鬼木川とって、小加倉のほうに上っていく支川がありますけど、その途中までが県管理、その上が普通河川になってますから、その県管理との境目のちょっと上ですから、川幅も結構広い、両側はびしっとブロックもついてある。ただ、急流なため洗掘されて、もうブロックの基礎が宙に浮いて、その裏側の田んぼまで陥没しているような状況でした。それについても質問もしましたけども、そのときも、これは法定外公共物だから地元でやってくださいということで、何も対策も講じられていません。

ですから、玄海町においては、普通河川は法定外ということで、それだけで片づけられていますけれども、河川や道路、橋梁、いろんな公共インフラがありますけれども、河川が一番重要なインフラなんですよね。国の国交省の中にも、河川局、道路局、港湾局、いろいろありますけれども、河川局が一番強いんです。河川局の言うことは絶対です。ですから、それだけ河川が一番住民の生活にとって重要な、道路、橋梁よりも重要なインフラだという位置づけがなされてるんですよ。ですけども、玄海町は、普通河川についてはその把握もしてない、地元任せにしている。河川の重要性の認識の仕方がちょっとおかしいんじゃない

かなというふうに私は思います。

ですから、これをどうするかということですが、道路や橋梁については維持費の予算費目を持ってますよね、道路橋梁維持費ということで。橋梁については、長寿命化計画を立てて計画的に補修をして、なるだけ長もちするようにやってきてますよね。それから、町道の道路については、年間維持補修費として何千万円か予算を確保して、ほんで突発的な事案に対してすぐ対応できるようにされてますよね。道路、橋梁についてはそうされてますから、いいと思うんですけれども、河川については、普通河川の維持費は全く予算費目もないですね。河川改良費という費目はあります。ですけど、普通河川は今、改良している場所はないですね。費目はありますけど、改良しているところはない。河川の維持費というものもない。

ですから、一定、4市町が積極的に行政がやっているということでしたが、多分そこは普通河川の台帳を作って、この区間は行政でやりましょうということやってると思うんです。それと、水路幅の基準なんかを決めてですね。ですから、そういうふうに玄海町も一定の取扱基準を決めて、そして突発的な事柄に対してすぐ対応できるような予算費目、河川維持費なら維持費でいいですけど、そういうものをつくるべきだというふうに私は思うんですよね。それで、ある程度の予算を確保して、そういう急に出てきたような事案に対してすぐ対応できるように。予算がないから来年ですよといったら、その間に崩れるかもしれませんから、道路、橋梁と同じような考え方で河川維持費をつくるべきじゃないかなあというふうに思います。これに対しては、答弁はないですね。

ぜひそれを検討していただきたく考えて、本当に、真面目にじゃないです、真剣に考えるべきなんです。河川の重要性というのをもっと認識していただいて、法定外公共物だから地元、地元、多分それだけで、深く考えなくて処理、対応をされてきてますから、それは事実ですから、3年前から今まで変わってませんから、ここで私はしっかりお願い、お願いじゃなくて、言っとかないと、これがずうっと続きますから、3回も4回も言いません。そのためには、しっかり法の趣旨を理解して、もう少し掘り下げて物事を考えていただきたいなというふうに思います。町長、答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

普通河川の取扱基準を定め、維持管理費を予算化するべきではないかの御質問に対し、答弁申し上げます。

これまで3件補助事業をしたところでございます。これまでも、私も直接聞いたところで、これはどうするべきかというのを本当に苦しんだところがありました。ここをしたときに今度はほかのところはどうなるか、ほかに要望が出たとき、その条件、状況とかいろいろあって、そこが難しいところで、前回、宮崎議員より質問していただきまして、補助金の制度もつくったところでございます。また、担当課から図面も、河川の二級河川から準用河川、そして上流の部分、その河川の二級河川にも来る上流の部分とか、そういったところも図面を見せていただいております。

普通河川の維持管理につきましては、今現在、地元関係者で行っていただいておりますが、宮崎議員の質問から鑑みまして必要であるかと思っておりますが、集落の人口減少、高齢化などにより地元管理が困難な状況になってきておられるということや、維持補修事業費の補助制度はあるものの、その地元負担について高額となる場合があることなどから、状況、条件等があるかと思っておりますけれど、町として普通河川の維持管理について機能管理も含めて取り組んでいくことを検討させていただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（上田利治君）**

宮崎吉輝君。

**○6番（宮崎吉輝君）**

ぜひ前向きに検討、検討じゃなくてもすぐそういう作業にかかっていただきたいと思しますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

行政は、全て法に基づいて仕事をなされていると思ひます。その中で、今までの前例や慣習ということも大事だとは思ひますけれども、それにとらわれることなく、時代の流れに合わせて先取りする形で行政も変わっていかなければならないというふうに思ひます。できない理由をすぐ引き出してくるのではなく、法の趣旨を理解し、どうすればできるのか、どう理由づけをすればできるのかということをもっと深く掘り下げて考えていただきたいと思ひます。

もっと町民や地元寄り添った姿勢を見せていただきたいというふうに思ひます。そして、守りではなく攻めの姿勢の玄海町になることを期待して、一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で宮崎吉輝君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前9時42分 散会